

令和6年度自然公園監視団体業務仕様書

1. 業務内容

- (1) 関係法令等に基づく自然環境の保全とその適正な利用に関すること
- (2) 自然公園等における公共施設等の棄損状況の把握、棄損状況の把握及び軽微な維持修繕
- (3) 自然公園等における適正利用の指導及び啓発
- (4) 自然公園等における野生生物に関する情報収集
- (5) 自然公園等における廃棄物の投棄防止及び投棄状況の把握
- (6) その他自然公園等の環境保全及び生物多様性の確保に資する業務

2. 公園監視団体の担当地域・監視日数（1地域1団体）

番号	担当公園・地域	監視日数	委託金額
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剣山国定公園 A <三好市東祖谷> (白髪分岐～三嶺周辺) ----- ・ 東山溪県立自然公園 A <徳島市入田町, 一宮町> (金治庵, 一宮城跡 など) ・ 奥宮川内谷県立自然公園 <阿波市> (御所神社, 宮川内ダム など) 	23 日 / 年	金 208,610 円
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剣山国定公園 B <美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市、那賀町> (Aを除く剣山国定公園) ----- ・ 野鹿池山自然環境保全地域 <三好市> (野鹿池山) ----- ・ 土柱高越県立自然公園 <阿波市, 吉野川市, 美馬市> (土柱, 高越山) ・ 箸蔵県立自然公園 <三好市, 東みよし町> (箸蔵寺, 雲辺寺 など) 	110 日 / 年	金 997,700 円
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高丸山自然環境保全地域 <上勝町> (高丸山) ----- ・ 大麻山県立自然公園 <鳴門市> (大麻山, 大麻比古神社 など) ・ 東山溪県立自然公園 B <徳島市 (入田町, 一宮町を除く), 阿南市, 那賀町, 佐那河内村> (中津峰山以北, 如意輪寺, 八多五滝, 徳円寺, 嗟峨峡, 大川原高原, 太龍寺, 鷲敷ライン など) 	34 日 / 年	金 308,380 円

	<ul style="list-style-type: none"> 中部山溪県立自然公園 A <上勝町, 神山町, 那賀町> (焼山寺, 雨乞滝, 柴小屋, 神通滝, スーパー林道周辺, 大北～割石林道, 雲早山, 大釜の滝, 菊千代谷, 西三子山, 出羽, 木頭名, 小畠, 歩危峡, 古堂山 など) 		
4	<ul style="list-style-type: none"> 室戸阿南海岸国定公園 A <阿南市> (阿南地域) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 東山溪県立自然公園 C <勝浦町> (中津峰山以南, 鶴林寺 など) 	25 日 / 年	金 234,990 円
5	<ul style="list-style-type: none"> 室戸阿南海岸国定公園 B <美波町, 牟岐町> (上灘地域, 牟岐大島海中公園 など) 	30 日 / 年	金 272,100 円
6	<ul style="list-style-type: none"> 室戸阿南海岸国定公園 C <海陽町> (下灘地域, 竹ヶ島海中公園 など) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 中部山溪県立自然公園 B <海陽町> (轟の滝 など) 	31 日 / 年	金 281,170 円

3. 自然公園法における制限行為、規制

(1) 自然公園法第20条第3項(抜粋)

(特別地域における制限行為)

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 四 鉤物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

- 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

（２）自然公園法第３３条第１項（抜粋）

（普通地域における制限行為）

- 一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。
- 六 土地の形状を変更すること。
- 七 海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

（３）自然公園法第３７条（抜粋）

（利用のための規制）

- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発生させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

４．自然環境保全法における制限行為

（１）自然環境保全法第２５条第４項（抜粋）

（特別地区における制限行為）

- 一 第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる行為
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすお

- それがあつるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 五 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあつるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあつる行為で政令で定めるもの

自然環境保全法第17条第1項（抜粋）

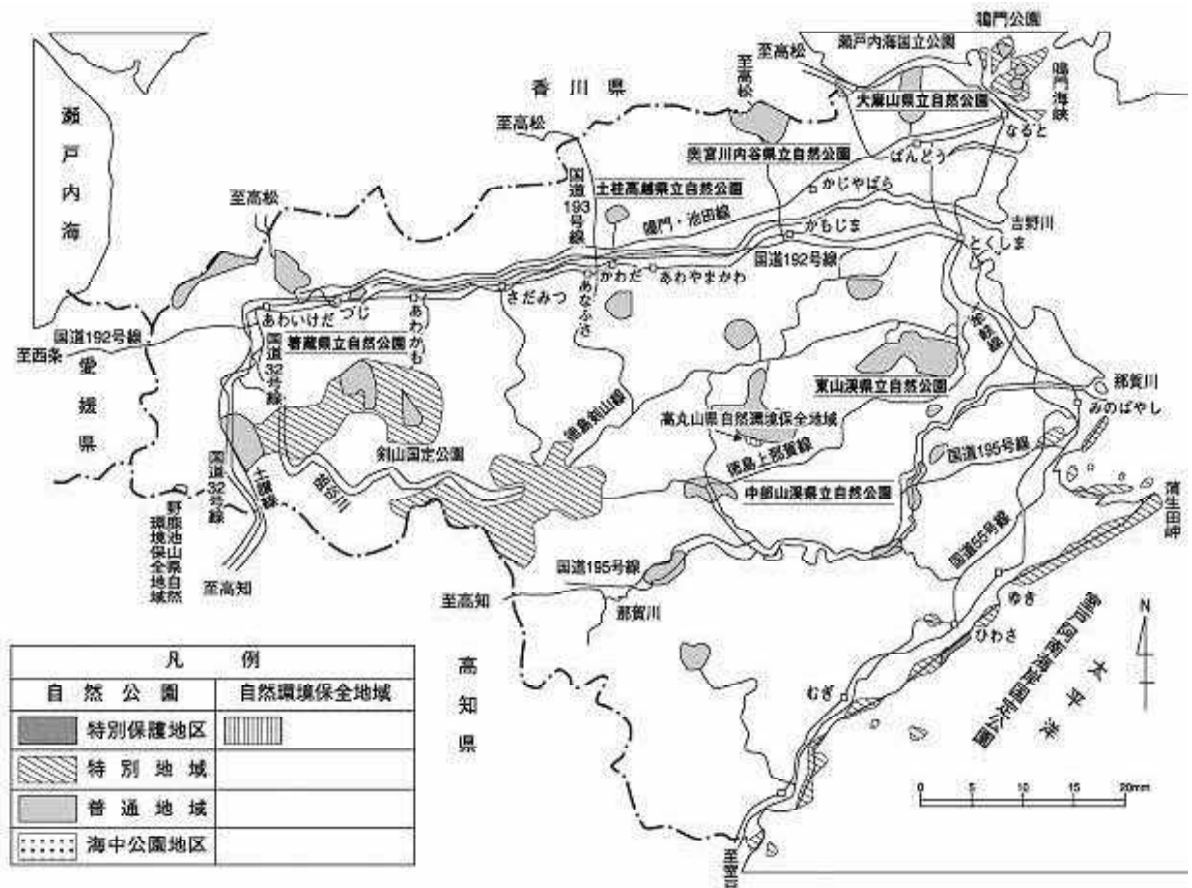
- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

（2）自然環境保全法第28条（抜粋） （普通地区における制限行為）

- 一 その規模が環境省令で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

5. 業務上の留意事項

- （1）徳島県サステナブル社会推進課・各総合県民局との連携に努めること。様式による定期的な報告によるもののほか、緊急を要する事項についてはその都度報告すること。
- （2）委託に要する経費の区分について
 - ① 監視業務にあたる団体に所属する会員の報酬（日当）の支出
 - ② 監視業務に必要な交通費・燃料代の支出
 - ③ 監視業務に必要なと認められる消耗品の支出
 - ④ 監視業務に必要な通信運搬費の支出
 - ⑤ 監視業務に必要な会員の研修経費の支出
 - ⑥ 監視業務の報告書等の作成経費の支出



凡 例	
自然公園	自然環境保全地域
特別保護地区	
特別地域	
普通地域	
海中公園地区	